

1. 用語解説

アルファベット		
用語	説明	ページ
ADHD	年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力及び衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。	31
LD	基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの。	31
NPO	特定非営利活動促進法(NPO法)により設立される特定非営利活動法人。	48

あ行		
用語	説明	ページ
アウトリーチ	公的機関、公共的施設が行う出前サービス。公民館が学校や地域の施設に講師などを派遣し、ワークショップや講演を行い、社会教育の普及と学習者層を広げている。	48
青い鳥運営委員会	障がい者の交流と学習活動の場として開設。16歳以上の視力障がい者を対象にした障がい者社会学級を実施する運営委員会。	48
預かり保育	地域や保護者の実態により、教育課程に係る教育時間(幼稚園の教育活動)終了後に、希望する在園児を預かる。	12
アトム110番連絡所	子どもたちの生命・安全を守るために、個人の住宅や事業所を緊急避難連絡所に指定している。	39
英語学習指導助手	外国語授業の補助を行う外国語指導助手のこと。ALTは(Assistant Language Teacher)の略語。	24
オープンスクール	学校の授業や部活動など、日ごろの学校の教育活動を保護者や地域住民に公開する取り組み。	34

か行		
用語	説明	ページ
学校ICT支援員	教員用に導入されたパソコンや周辺機器等のICT(情報通信技術)機器の活用をサポートするため、市立小・中・特別支援学校に赴き、学級通信の作成等の校務などについて教員の指導を行う。	35
学校支援地域本部	平成18年に改正された教育基本法により、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」の規定が新設され、これを具体化する方策として、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制。学校教育の充実、生涯学習社会の実現、地域の教育力の向上をねらいとしている。	52
学校評議員制度	校園長が保護者や地域の意見を幅広く聞くため、学校園の職員以外の教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校園長の推薦により設置者が委嘱する。	34
学校保健安全法	学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進と児童生徒等の安全確保を図るため、学校における保健管理及び安全管理に関し必要な事項を定めた法律。	36

学校保健会	学校保健の向上発展を目的として設立された団体。子どもたちの健康に関する調査・研究、それによって得た情報の提供、新たな問題への対策など、学校保健に関する様々な活動を行っている。	18
環境ISO	環境マネジメントシステムについての仕様を定めた規格。環境マネジメントとは、企業や団体等の組織が事業活動を行う際、自主的に環境保全のためのルールや目標を決め、それを達成することをいう。	25
教職員パワーアップ支援室	市立学校園の教職員が、自主的・主体的に研修ができる場所として設けており、授業に役立つ教育情報や指導方法を提供しているほか、教材・教具なども開発・収集し、教職員を支援する場として設置している。	37
グローバル化	グローバルは(global)「球体」としての地球と言う意味からきており、国家や地域など縦割りの世界を超えて、地球をひとつの単位としてとらえること。	15
高機能自閉症	他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。	31
校内LAN	学校内に設置されているパソコンを結ぶネットワークシステムのこと。	42
ことばの教室	知的障がい・情緒障がいによる言語障がいを持つ高校生以下の子どもたちに、言語聴覚士が言語機能回復訓練を行い、総合的な子どもたちの成長を促す障がい児の社会参加促進の教室。中央公民館で開設。	50
心のノート	全国の小・中学生に文部科学省から無償配布されている冊子。児童生徒が身につける道徳の内容をわかりやすく表したもので、自己の生き方について考え、自ら道徳性を育むためのもの。	20

さ行		
用語	説明	ページ
3年保育	満3歳以上の幼児に対して幼稚園教育を行うこと。	12
児童虐待防止マニュアル	市教育委員会と市が平成21年(2009年)11月に発行。子どもに対する虐待の予防とともに、早期発見・早期対応を適切に行うための冊子。	14
指定文化財	重要な文化財を保存するため、文化財審議会に諮り指定したもの。	55
主幹教諭	学校の教務、教員の資質向上などに係わる学校内における推進役を担う教職員のこと。	38
循環型社会	限りのある資源を効率的に利用するとともに再生産して、持続可能な形で循環させながら利用する社会。	25
障がいセミナー	障がい(児)者、保護者及び市民を対象に、障がいや生活について学習する機会を提供し、合わせて市民の障がいに対する理解を深める機会とするもの。	50
食育	「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。	7
情報リテラシー	情報を使いこなす能力のこと。大量の情報の中から必要なものを探し出し、課題に即して組み合わせたり加工したりして、意思決定したり結果を表現したりするための基礎的な知識や技能。	22

新学習指導要領	どんな内容をどの学年で、どのくらい学習するかなど、学校がカリキュラムを編成する際の基準で、小学校は平成23年、中学校は平成24年から改訂され、現在は、完全実施に向けた移行措置期間中。主要教科の授業時間の増加、小学校では、外国語教育の導入、中学校では理数教育の強化などが盛り込まれている。	8
ストーリーテリング	絵本や絵話などの絵に頼らず、また補助としないで、語り聞かせること。	53
スポーツクラブ21	誰もがいつでも身近なところでスポーツができるように、地域の人々が自発的・主体的に運営する組織、活動場。	60
スポーツリーダーバンク	地域のスポーツレクリエーション活動に協力するスポーツリーダーの登録制度。	60
すみれ安全マップ	事故や犯罪から子どもの安全確保を図るため、小学校区ごとに、校区内の危険箇所や緊急避難所である「アトム110番連絡所」を表示した地図。毎年小学校の新1年生を対象に配布している。	39
全国学力・学習状況調査	文部科学省が小学6年生と中学3年生を対象に、平成19年度から実施しているもの。全国的な義務教育の機会均等と、その水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的としている。	16

た行		
用語	説明	ページ
耐震化	予想される大地震に対して建物が耐震性能を保有しているか判断し、耐震指標に満たない建物の改修を行う。	9
体力テスト	文部科学省体育局が定めた国民の運動能力を調査するための「運動能力調査」の通称。項目は、握力・上体起こし・50m走・立ち幅跳びなど。	19
宝塚市総合計画	市のまちづくりを進めるための計画。めざす将来像と基本目標を示した市の最上位計画。	2
たつのこ運営委員会	障がい者の交流と学習活動の場として開設。16歳以上の聴力障がい者を対象にした障がい者社会学級を実施する運営委員会。	48
中央教育審議会	文部科学大臣の諮問機関のひとつ。教育の振興や生涯学習の推進、スポーツ振興などに対する重要事項に対して、文部科学大臣に意見を述べる組織。	30
トライやる・ウィーク	兵庫県下の中学生が、「生きる力」を育むことを目的として、学校を離れ1週間職場体験などをを行う活動のこと。	20

な・は行		
用語	説明	ページ
認定こども園	「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に基づき、小学校就学前の子どもに教育及び保育並びに子育て支援の総合的な提供を行う施設。	31
兵庫型教科担任制	小学校5・6年生において、学力の向上や小学校から中学校への円滑な接続(小学校:学級担任制→中学校:教科担任制)を図る観点から、「教科担任制」と「少人数学習集団の編成」を組み合わせた取り組み。	17
ふれあい運営委員会	障がい者の交流と学習活動の場として開設。16歳以上の中途難聴者を対象にした障がい者社会学級を実施する運営委員会。	48

ま・や行		
用語	説明	ページ
メンタルヘルス	心の健康、精神衛生のこと。労働などが複雑になったことによりストレス等の要因で精神が疲労し精神疾患等も増えている。	32
ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力のいかんを問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)。	58
幼保一体化	幼稚園・保育所が同一敷地内にあり、現行の法制度の下で、職員の交流や幼児の交流、施設の相互活用等、教育的観点から幼児の教育、保育を進めていく。	12

ら・わ行		
用語	説明	ページ
労働安全衛生法	労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的に施行された法律。	36

2. 宝塚市教育振興基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 宝塚市の特色を生かしながら、子どもたちの「生きる力～確かな学力、豊かな心と健やかな体」を育み、社会全体の教育力を向上させることを目的に、今後10年間を見通した教育の目標と基本的方向、それを達成するための今後5年間に取り組むべき具体的な施策について検討するため、宝塚市教育振興基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(検討委員会の任務)

第2条 検討委員会は、教育振興基本計画策定のための基本的事項、及び計画案について意見を述べるなど、計画策定に向けた実務的な作業を行うにあたり、必要な検討を行う。

(委員)

第3条 委員は12人以内とし、学識経験者、保護者、市民、社会教育関係者、教職員などで構成する。

- 2 委員の任期は、委嘱をした日から、教育振興基本計画の策定の日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会は、委員長が召集する。

- 2 検討委員会は、委員の過半数の出席をもってこれを開く。
- 3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要であると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。
- 5 会議は、公開することにより、当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害する恐れがある場合、その他委員長が非公開と認めた場合を除き、公開する。

(専門委員会)

第6条 検討委員会は、専門的事項を協議するため、専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

(事務)

第7条 検討委員会の事務は、教育委員会事務局管理部教育企画課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営その他必要な事項及び特別な事態が生じた場合は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月27日から施行する。

3. 宝塚市教育振興基本計画検討委員会名簿

氏 名	所属・職名	備考
※ 赤木公子	西山幼稚園長	
※ 岸上千鶴	光明小学校長	
※ 前波彰夫	宝梅中学校長	
※ 谷口史則	長尾小学校教諭	
前田美知子	宝塚市PTA協議会	
※ 伊藤篤	社会教育委員 (神戸大学大学院教授)	委員長
※ 窪田好男	京都府立大学 准教授	副委員長
※ 大野裕己	兵庫教育大学大学院 准教授	
※ 永田智子	兵庫教育大学 准教授	
河田恭子	市民委員	
福村正孝	市民委員	
樋口英士	成人式運営委員会委員 (大阪教育大学学生)	

※は、専門委員会も兼務。

4. 宝塚市教育振興基本計画の策定経過について

会議名	開催日	議題
第1回検討委員会	平成21年7月18日(土)	<ul style="list-style-type: none"> ・検討委員会委員委嘱状交付 ・委員長及び副委員長選出 ・計画の概要及びスケジュールについて説明 ・教育について自由討議
第2回検討委員会	平成21年9月9日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の基本目標、基本的方向性等について (事務局案の説明。各委員が教育行政に対する課題を基に目標や施策、具体的な事業について提案)
第1回専門委員会	平成21年10月20日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の基本目標、基本的方向性等について (各委員の提案内容の検討)
第3回検討委員会	平成21年10月28日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の基本目標、基本的方向性等について (各委員からの提案を基に修正した案の検討)
第2回専門委員会	平成21年12月15日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の基本目標、基本的方向性等について (案についての協議と各委員提案の新規事業などに関する意見交換)
第3回専門委員会	平成22年1月19日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本目標及び基本的方向性の修正 ・今後5年間における取組内容についての委員の自由討議 ・中間メッセージの提案について
第4回検討委員会	平成22年2月3日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の基本目標、教育の方向性など計画の体系(案)の修正・確認について
第5回検討委員会	平成22年3月27日(土)	<ul style="list-style-type: none"> ・計画(素案)の説明と各委員による意見交換 ・中間メッセージの取り扱いについて
第4回専門委員会	平成22年4月29日(木・祝)	<ul style="list-style-type: none"> ・計画(素案)の一部修正及び【主な取組】の記載について
市民パブリック・コメント	平成22年5月24日(月)～ 平成22年6月24日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・市パブリック・コメント条例による
第5回専門委員会	平成22年7月21日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメントの実施結果及び意見の採否、市の考え方、計画案の修正について
第6回検討委員会	平成22年8月6日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメントの実施結果及び意見の採否、市の考え方、計画案の修正について
第7回検討委員会	平成22年10月8日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育パンフレットについて